

## 総務委員会会議録

平成20年8月5日(火)

(開 会) 9:59

(閉 会) 12:36

### ○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

### ○ 契約課長

それでは、補足説明をいたします。お手元に配布しております「入札制度について(資料)」により、ご説明をいたします。

まず、資料1の平成19年度工事契約落札率別内訳表のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。この内訳表につきましては、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、平成19年度中の入札執行に伴います落札率の状況を記載したものであります。左から落札率、市長部局におけるの件数とその契約金額、一番右に上下水道局における件数とその契約金額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしておるところでございます。市長部局におけるの入札件数の合計といたしましては140件で、契約金額の総額は14億4,510万9,750円であります。その平均落札率は93.89%となっております。上下水道局におけるの入札件数の合計は96件で、契約金額の総額は17億1,838万4,850円であります。その平均落札率は94.30%となっております。

次に2ページをお願いいたします。平成20年度の6月入札分までの工事契約落札率別内訳表でございまして、先ほどご説明申し上げました平成19年度の内訳表と同じ要領で作成をしております。6月末までの市長部局の入札件数といたしましては38件で、契約金額の総額は7億2,823万650円であります。その平均落札率は91.41%となっております。上下水道局におけるの6月末までの入札件数は17件で、契約金額の総額は1億9,224万300円あります。その平均落札率は95.12%となっております。以上、本日提出しております資料1及び資料2の補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、7月1日から導入をいたしました条件付き一般競争入札の状況とその経過について、資料としては本日お配りをしておりませんが、口頭によりご報告をさせていただきたいというふうに思っております。市長部局におきましては、建築一式工事の建築I等級に該当する工事案件1件を、最初の条件付き一般競争入札の対象として7月25日に公告を行ったところでございます。この入札につきましては、8月19日が入札執行日となっております。次に、上下水道局の条件付き一般競争入札でございますが、土木一式工事のI等級に該当する工事が2件、II等級に該当する工事が1件、合計3件が7月29日に入札執行されたところでございます。その概要について、簡単ではございますけれどもご報告をいたします。まずI等級の1件につきましては、参加可能対象者33者に対しまして、32者の応募申請がっております。また、もう一つのI等級の1件につきましては、31者の応募申請がっております。3件目のII等級に該当する工事につきましては、31者が参加可能対象者数でありましたが、29者の応募申請がっております。この3件の入札につきましては、平均の落札率が73.44%という結果が出ておるところでございます。条件付き一般競争入札の導入につきましては、まだ始まったばかりでございますので、今後も応募者の数や落札率を注視しながら、また、公告の内容等につきましても十分な注意を払い、よりよい入札制度となるよう努めてまいりたいと考えております。以上、ご報告を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

一般競争入札の実施状況のほうなんですが、市長部局の建築一式1件というのは、潁田の保育園のことでしょうか。

○ 契約課長

市長部局における1件というのは、潁田保育所の新築工事の件でございます。

○ 川上委員

8月19日執行ということですね。それから上下水道局関係は、ホームページを見ますと、目尾地区污水管渠敷設、それから後牟田污水幹線管渠敷設は見てとれるんですけど、もう1件はどこでしょうか。

○ 契約課長

上下水道の関係の3件でございますけれども、土木の1等級、これは目尾地区污水管渠敷設3工区となっております。同じく1等級のもう1件でございますけれども、目尾第一污水幹線管渠敷設工事、それから2等級でございますけれども、後牟田污水幹線管渠敷設、これは3工区工事となっております。以上、3件でございます。

○ 川上委員

1等級のほうを見ますと、落札が73.5%になってますね。それから後牟田のほうは73.57%なんですが、入札結果をずっと見ますと、最低制限価格で札を入れてるところが目立ちますね。それで、くじ引きということになってるんですけど、この辺の事情を少し説明してもらっていいですか。

○ 契約課長

直接、市長部局の案件ではございませんけれども、この上下水道局の3件につきましては、先ほど口頭で説明いたしましたように、申請者数、それぞれ多くあったわけですが、その中で最低制限価格による応札、くじ引きになったわけですが、それが16社から24社という間でなされておるわけですし、一般的に、競争性が働いたのかなという思いを持っております。

○ 川上委員

実施状況はわかったわけです。その実施状況についての感想をお尋ねしようと思ったんですが、今、競争性が働いているのではないかというふうに言われましたね。しかし、最低制限価格で札が集中するという状況が、現在、あるわけですね。これについては、それだけを見れば競争性が働いているというふうに果たして言えるのかどうか、この辺、どうお考えですか。

○ 契約課長

最低制限価格に多くの業者が集中するということについては、この最低制限価格については、実際には最終的にその工事の履行の確保、そういった部分も含まれてくるものであるという認識は持っておりますけれども、今現在、本市においては予定価格、それから最低制限価格等を事前公表した中で、透明性を求めた中で実際に実施いたしておりますので、最低制限価格に集中するといったことで、今後、制度の見直し等々については検討の一つであるかな、というふうには思っております。

○ 川上委員

それでは先に進もうと思うんですが、この間、この入札制度改革についての審議の関係で、工事見積書の提出義務付けについて、昨年11月13日、今年2月4日、5月21日、濃淡はあったと思いますけれども、ずっと審議してきたところですね。それで、11月13

日の時から、実施に向けて検討するという答弁だったわけです。それから5月21日の時には、7月1日から一般競争入札を導入するので、7月1日からか、あるいは来年度からか、にらみながら検討するというようなご答弁だったんですね。現状から言うと、いずれも工事見積書、あるいは内訳書の提出義務付けは行われていないんです。このところは、どういう検討を現在行っているのか、お尋ねいたします。

○ 契約課長

工事見積書、内訳書の関係でございますけれども、これについては以前よりいろいろと論議がなされたことでございますけれども、実際に今、時間がたっているような状況ではございます。この見積書の提出の義務付けというものについては、前回の総務委員会の中でもご答弁申し上げましたけれども、行政側、本市の体制づくり、それに対します業者側についてもそういった周知が必要である、そういった部分について調整をしていくべきところではないかと思っておりますし、実際、今、条件付きの一般競争入札の導入を試行する中で、そういったところの制度の見直しの中で検討を重ねて参りたいと、そういうふうに思っているところです。

○ 川上委員

検討を重ねるといことなんですが、前回、私は埼玉県の例を挙げて、こういうふうに行っているところもあるんですよというふうに言ったんですけど、何か、そのほかのところも含めて、そういう調査は何かされましたか。

○ 契約課長

委員がおっしゃいます埼玉県も当然ながら調べておりますけれども、「入札金額の見積内訳書の取扱いについて」ということで挙げてきておるわけですが、その中には「未提出または未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする」ということや、「記載事項に誤りがある場合は当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は無効としないことができる」等々の取扱いがなされておるところは承知しております。それともう一つ、近隣の久留米市にも確認をとったところでございますけれども、条件付き一般競争入札の場合、そういったものの提出を求めるといような形でしているということで、工事の内訳書の中身については中分類まで記載をさせているということでありまして、この久留米市については事後審査なので、開札後に落札者1社のみをチェックしているというところがございます。そういうところで、本市においても積極的に、この見積書の提出の義務付けということについては考えていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

もともとこれは、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というものの中で位置づけられているものですね。これは何のためにするかというと、談合防止なんですね。今、契約課長のほうで埼玉県の通知の要点について二点述べられたんですが、この二点も重要なんですが、三点目が、市長、重要なんですよ。こう書いてあるんです。「内訳書の確認時において提出した内訳書に疑義があり談合の疑いが認められる場合には入札を保留し、埼玉県談合情報対応要領に基づき処理するものとする」と。要するに、内訳書を確認した段階で疑義が生じた時はもう談合情報と同じだ、と。まあ、ご本人からの談合情報ということになるかもしれませんがね。そういうものとして、これは扱うわけです。ですから、その読まなかったところが一番大事なんですね。だから、その観点でとらえた場合、今、市は全体として談合による落札率の引き上げを阻止するというところで行財政改革をやっているわけでしょう。で、一般競争入札もやってる。しかし、一般競争入札だけでは、特に本市の「条件付き」という、今、使われている条件だけでは非常に不十分さがあるわけです。それを補おうとするのがこの工事見積書、あるいは内訳書の提出なんですね。だから、これを急がないと、一般競争入札導

入の本来の目的に、有効に接近できないというふうに思うんですよ。ですから、このことについては9ヶ月も前から当委員会は審議しているわけですから。で、やる、検討するというふうに言われてるんですから、積極的に検討するというぐらいでは、もし、談合を事とする勢力が今までにあったとすればですよ、新しい一般競争入札制度を導入された中で、それをクリアできるシステムをまた作ろうとしているかもしれないわけでしょう。前から言ってますけど。それを阻むためには、やっぱり工事見積書あるいは内訳書の義務付けが、少なくとも今の段階では急がれるべきだと思うわけです。今、上下水道局のほうを見てますとね、73%が出てるわけだけれど、これは一般競争入札の効果というよりは、私は最低制限価格の公表の効果のほうが大きんじゃないかと思うんですね。ですから、どうしてもこの工事見積書、内訳書の提出義務付けは急がないといけないと思うんです。総務部長、どうですか。

○ 総務部長

先ほど契約課長が申しましたとおり、内訳書、この分についての検討、これを進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

本気でね、行財政改革大綱も実施計画も作ってるんだから、その中で談合による落札率の引き上げを阻止するという立場に立っておられるんだったら、これについては日を区切って仕事する必要があるということを描きおきたいと思えます。

次に、この談合情報との関係で、前回、直方市の上頓野産業団地造成工事の入札に関わる談合情報の取扱いについては、その状況を把握して問題点・教訓を導くことが本市にとっても有効ではないかというふうに述べたわけです。直接出かけて行って話も聞いてきたいという答弁でしたけれども、どういうことになりましたでしょうか。お尋ねします。

○ 契約課長

直方市の談合情報の取扱い等々について、直接、直方市の担当課長のほうにお伺いいたしまして、その経過なりをお尋ねしてきたところでございます。簡単に申しますと、前回の総務委員会の中でも川上委員が触れられたと思えますけれども、重複する部分があるかと思えます。この直方市の談合情報の経過については、平成19年9月5日から12日にかけて談合により落札業者が決まっているという情報の提供があり、その情報については13日に公正入札調査委員会が開催されました。その中で、電話通報者は匿名であり、報道機関からの情報はその通報者からかどうか不明である、根拠となる資料・メモのようなものが無い、談合に参加した業者しか知りえない確実な情報が含まれていない等々のことから、談合情報の確度が低いということの判断がなされ、事情聴取を行わなかったというものであります。翌9月14日、11時に入札が執行されたわけですが、そのうちの1社、特定工事建設共同企業体、その1社が8億2千万円、落札率97.34%で落札したものであります。それで、9月15日の新聞報道により、新聞報道への対応として18日に再度公正入札調査委員会を開催されて、事前の報道は確度が低いと判断して事情聴取は行わなかったが、結果として報道機関に寄せられた情報と同じ企業体が落札した、このことから、確認のために事情聴取を行うべきであると決定をされて、9月19日に共同企業体の代表企業5社の事情聴取を行い、5社とも談合は無かったということ、それから全企業体から誓約書が提出されたというものであります。経過についてはこういうものであります。実際、担当課長からそのほかにもお聞きしましたが、やはり直方市の対応といたしましては、言葉は悪いですが、後手後手に回ったのかなということで、やはり談合情報があった時に速やかに対応すべきじゃなかったかというような話がありました。そういったことから申しますと、これを本市に置き換えた場合に、やはりそういう情報があったとするならば、厳しく適正な対応が望まれるものであるというふうに思っているところでございます。

○ 川上委員

もし、本市の場合、そういう情報があつた場合は厳しくということなのですが、実は直方市の対応は、直方市自身の対応マニュアルどおりなんです。対応マニュアルどおりのことを最初やろうとしたわけですね。それで、直方と同じようなレベルの情報が来た場合ですね、飯塚市においては談合情報の取扱い規定があるわけですが、具体的にどういうことになりますか。

○ 契約課長

本市においては談合情報対応マニュアルというものがございまして、まず一般原則としてではありますけれども、情報の確認、報告書の作成といったものの中で、速やかに調査委員会委員長に報告を行うこと、なお、事務局において新聞等の報道により情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめて報告を行うということになっております。

○ 川上委員

ですから、その「速やかに」と言われたところが重要だろうと思うわけですね。それで私は、直方の件と本市の談合情報対応マニュアル、取扱い規定を見ましてね、やっぱり一番重要なことは、市長以下発注者側が、談合は絶対許さない、疑義がある場合は徹底的に明らかにしていくという構えを日常から持っておくという必要があるということと、そういう時に機敏にきちんと対応するという心構えが問われるだろうと思うんですね。同時に、公正入札調査委員会ですか、これを含めて、そういう談合防止の市の努力を市民のレベルで監視するというか、サポートすると言ってもいいんでしょうけど、そういう市民が関与できるシステムを考える必要があると思う。実はこのことについては、全国的に、取り組んでいるところも既に少なからずあるわけですね。こういった談合情報の調査、市民レベルの調査、監視体制についても今後調査されてはどうかと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○ 契約課長

今、申されました、公正入札調査委員会における市民参加ということだろうと思っておりますけれども、そういった中での調査委員会のあり方について、一つの検討課題というふうに考えていきたいと思っております。ただ、どういうふうにそれが有効な手立てといたしますか、例えば調査委員会の中で民間の方をどういった形で活用していくかということも含めて、検討すべき問題じゃないかなと思っております。そういったことも踏まえた中で、考えていきたいと思っております。

○ 川上委員

そこで、先ほどから最低制限価格の問題、それからくじ引きのことについてお尋ねしておりました。飯塚市の場合、最低制限価格はどのように決定しているのかお尋ねします。

○ 契約課長

この最低制限価格につきましては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会というのがございまして、そのモデルとして計算があるわけですが、予定価格算出の基礎となった額の合計額、これは直接工事費、それから共通仮設費等々の額の合計額、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額ということですので、大体66%から85%の間において最低制限価格が設定されるということになります。

○ 川上委員

横須賀市は、最低制限価格に入札が集中してくじ引きということについて問題意識を持ちまして、電子入札ということもあるのかもしれませんが、平均額型最低制限価格制というのを検討しているんですね。聞いてみますと、これは入札価格に低い順に10社を選定して、

その平均価格の10%を最低制限価格に設定する、これで最低制限価格への入札の集中を避けたいということのようなんです。事後公表ということですね、これは。まあ、いろんなことを考えてるんでしょうけれど、やっぱりその自治体ごとに、談合をやろうとする勢力の考え方も違うでしょうし、それから品質確保をどうしたらいいのかということもあるでしょうし、これはよく研究していかないといけないと思うんです。そこで、本市の最低制限価格決定はどういうふうにするのかについては、今説明がありました。で、コンサルタント会社、民間のですね、これにこの価格決定について、何か相談するような場合がありますか。

○ 契約課長

最低制限価格を設定するうえに、例えばそういうコンサルタント会社、そういった業者等に話をするのは、あり得ません。

○ 川上委員

絶対ないですね。それで、私は7月28日、福岡地裁で行われた岩崎浄水場膜処理施設建設工事汚職事件の証人尋問を傍聴してまいりました。この裁判は、官製談合によって落札率が高く設定され、不当に高い契約金額になっており、談合に関わった関係者に損害賠償を請求すべきだと、市民が齊藤市長を訴えたものなんです。この日も上下水道事業管理者をはじめ、市幹部が傍聴されておりました。その市の幹部の皆さん、私と一緒に傍聴しておったんですが、松延隆幸・元庄内町水道課長が、最低制限価格の決定に当たってコンサルタント会社に相談したことを認める証言をしたのを聞いておられないですか。

○ 契約課長

契約課としては、今、委員が言われました件については承知をしておりますので、証言内容等についてはわかりません。

○ 川上委員

齊藤市長が被告なんです。まあ、齊藤市長がいちいち傍聴に行くことは難しいでしょう。市の幹部が行ってるわけですよ。市が訴えられたわけですから。7月14日の証人尋問の折には、元町長の松延隆俊さん、それから辻文雄・元企画調整課長、現在、市職員ですね。この方たちが証人尋問を受けて、28日は引き続きこの辻さんが証人尋問を受けて、そして今言った松延隆幸さんということになってるわけです。で、今日が8月5日ですからね。何のためにあなたがたは傍聴に行ってるんですか。官製談合を旧庄内町、従って飯塚市は行ったという裁判なんです。で、最低制限価格の決定に当たってコンサルタント会社に相談した、これを認めるのを聞かなかったかと私は聞いてるんですよ。それが「わからない」じゃないでしょう。聞いたのか聞かなかったのか、どちらかじゃないんですか。何のために傍聴に行ってるんですか。どうですか。答弁を求めます。

○ 総務部長

質問者が言われます庄内町の案件でございますけれども、上下水道局が担任しております。市長部局につきましても、法制担当を出席させておりました。内容については、まだ復命が上がっておりませんので詳しくは把握いたしておりませんが、今、質問者が言われた案件につきましては、官製談合云々というよりは、そういった事実があったということは事実でございます。庄内町に最低制限価格、これがあったかどうかというようなことが問われたということを松延課長からはお聞きしております。制度としてあったかどうかということをご相談からは聞かれたということ、確認をいたしてはおります。

○ 川上委員

この松延隆幸さんですね、もう少し複雑なことを証人尋問で認めたんです。この工事で、PS三菱を指名業者に入れたことについて問われて、三菱マテリアルに対する配慮があったことを認める、そういう証言を聞いておりませんか。

○ 総務部長

上下水道局からそのような報告が簡単にございましたけども、この案件につきましては上下水道局、ここが担任いたしておりますので、回答については差し控えさせていただきたいと思っております。

○ 川上委員

市長が被告です。市長、答弁を求めます。

○ 総務部長

本案件につきましては住民訴訟の際も上下水道局、ここが担任いたしております、それで監査請求の際も上下水道局、それから市長という形での監査請求でございました。たまたま裁判の被告が市長に今回となっておりますが、事務の担任といたしましては上下水道局、この権限となっておりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

○ 川上委員

そういう答弁が、市民の前で通用しないわけですよ。事務分掌とか関係ないでしょう。だいたい、この総務委員会は入札制度改革について調査をしてるわけですよ。そして昨年来、その前からでも飯塚市の場合は非常に高い、99%台の高い落札率が続いていて、談合が日常化しているのではないかと厳しい指摘をされてきたわけですよ。で、あなたがたはそういう状況がある中で、先ほどから何度も言ってるように、行財政改革の中で談合による落札率の引き上げを阻止するというふうに言ってるじゃないですか。議会の側も、当然だということで今、調査をしてるわけですよ。そして目の前で談合、それも官製談合が市民から問われているのを、裁判があつて傍聴にも行ってる、それについて、部下は承知してるけど、その中身は市長には届け出ないという状況に、今なってるんじゃないですか。それをあなた方は事務分掌だとか適当なことを言って、なぜ市長にそういう重大なことを、市長はほかに被告になってないでしょう。市長が被告になつてるのはこれくらいじゃないですか。こういう重大な問題を、なぜ市長の耳に入れようとししないのか。ここで入れたらどうですか。

○ 市長

この案件に関しての報告は受けております。裁判に私が被告として訴えられてはいるんですけども。例えば官製談合であったとする、それとも中にはそういう問題があったとした時には、裁判の結果を私は遵守したいと思うわけで、これから合併後の飯塚市において、そういうことをやらなくちゃいけないということで一般競争入札もしたわけで、川上委員の言われる、一般競争入札のやり方が、こういうやり方もあるんじゃないかというようなお話もあった。そういうことも参考にしながら、今後の飯塚市政における入札等に関しては、そういうことが起きない体制を作っていくというのが今の我々の姿勢であつて、庄内における結論等に関しましては、裁判の判断に委ねたいと思っております。

○ 川上委員

市長、私は傍聴してきたんです。で、今から言うことを市長がお聞きになつてるかどうか、報告を受けてるかどうかわかりませんが、この松延隆幸さんは尋問に答えて、旧庄内町では公共工事をやろうとすると必ず三菱マテリアルの土地に当たります、このことを考慮しましたと言ったんです。で、弁護士が引き取って尋問を重ねて、旧庄内町の土地の3%を三菱マテリアルが占めておりますね、それが背景にあつたんですね、と。業者に入れたことについてですよ、PS三菱を、はい、というやり取りがあつたんです。このことについてお聞きになりましたか。

○ 市長

そういう細かいところまでは聞いていませんけれども、三菱であろうがどこであろうが、そういうことを、この新しい合併後の飯塚においてやらせない、させないというのが私の姿勢で

あつて、そのためにはどういう制度を作っていけばいいかというのを今、検討しているわけですから、その点に関して我々はしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、また委員会のほうからも、その点に対するご支持を願えればと思ひております。

○ 川上委員

官製談合は言うまでもなく犯罪であつて、起これば許すことはできないし、起ころうとするのも防止しなければならんということになるわけですね。今後、官製談合の発生を許さないために、どういうことが本市で必要かということも質疑していきたいんですが、三菱マテリアルの鯉田三坑跡地における工業団地造成工事、これは議会に対する説明では当初、7月着工予定ということであつたんです。このことについては市民が広く知つてるところですね。ところが、今は8月5日ですけれども着工されてない、入札もあつてないという状況なんです。市民の中に、どうしてかな、と疑問が広がるのは当然ですね。それで、現状はどういう状況になつてゐるのか、お尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:42

再開 10:54

委員会を再開します。

○ 契約課長

先ほどの鯉田工業団地の件でございますけれども、現時点で契約課のほうに、原課からの執行伺いというふうな形で上がつてきておりませんので、内容等については承知しておりません。

○ 川上委員

この件で、ほかに答弁される方はないんですか。

○ 契約課長

経過としては先ほど申しましたように承知いたしておりませんので、私の答弁としては、わかりませんという答弁になるかと思ひます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:55

再開 10:57

委員会を再開します。

○ 契約課長

何度も同じような答弁になるかと思ひますけれども、契約課においては執行伺いとして上がつてきておりませんので、答弁を差し控えさせていただきたいと思ひます。

○ 川上委員

要するに、市長も副市長も総務委員会には、工事が7月に始まらない理由について総務委員会には説明したくないという態度のようですね。それで、この鯉田工業団地の造成事業というのは、23億円の巨大大事業です。支払利息を入れると25億5千万円くらいのことになっていくわけです。これは、ことによると、土地が売れなければ大変な額の税金を投入して銀行に金を返さなければならぬかもしれない。また、鉾害賠償責任も、この土地に関わる、あるいは工事に関わる、未来永劫市民にあなた方は乗せてるわけでしょう。そういう状況の中で重ねて、これに加えて、仮にも談合があるようなことは絶対に許したらいけないと思ひます。官製談合とか特に。それで、なぜ遅れているのか。この鯉田工業団地開発事業については、予定どおり事が進まないですね。平成18年、合併した年の11月に市長が三菱マテリアルと基本合意を結んで、土地取得の。そして、ここ2・3年が勝負だということで、慌ててその年の12



月に1,500万円の補正予算を組んだでしょう、土地を買うんだと言って。ところが、三菱は売らないと言う。で、1年以上足踏みしたわけでしょう、取得については。その間、土地は持っていないけれども測量させてくれという。だから、ものすごくあなた方は急いだわけですよ。他人の土地を測量したんですからね、税金を使って。それ程あなた方は急いだのに、そして、7月着工だというのを議会にも説明していたのに、着工しない。市民が「なぜか」と不思議がるのも当たり前じゃないですか。で、いろいろ考えるわけです。ここは入札制度改革について検討しているわけですから。市の関係で、市外の大手ゼネコンを見ますと、名古屋の地下鉄工事を巡る談合問題などで、指名停止が軒並みありますね。7月8日、10日頃に消えてるところもありますけどね。このことと、入札が遅れていることは、何か関係があるんですか。お尋ねします。

○ 副市長

大手ゼネコンの指名停止と申しますか、それと今回入札が遅れているのに関係あるのかということでございますけど、そういうことではございません。関係はございません。

○ 川上委員

関係ないけど事情は言えないという態度なんですね。先ほどから言わないでしょ。

○ 副市長

言えないということではございませんで、現在、正直言って、まだ設計が完全に出来上がっていないから契約課のほうに来てないという状況でございます。

○ 川上委員

設計の問題については、あなた方は難しい設計をやろうとしてるんですね。微粉炭層、ギロバック、湿原ですね。一番深いところ、二十数メートルありますね。これについて、凝固剤を入れて固めると言ったでしょう。で、よくよく建設委員会の会議録を見てみるとね、当時の建設部長が「お金がかかるので改良は途中までで止めます」と答弁してるんですね。建設委員会はよくそれで承知したものだと思えますけれども。だから、下のほうは含水率の高い微粉炭がそのままという状況なんですね。これ、そのままがいいのかとかを含めて、設計がなかなかしにくい面が当然あると思うんですよ。先だってまで、例えばギロバックが二つと言われてましたでしょ。ギロバック三つじゃないですか。しかも、ギロバック一つ改良するのに5億円と言っていましたでしょ。二つで10億円と言っていたじゃないですか。ところが、あれは総務委員会でしたかね、いや、二つで5億円ですよ、とかね。まあ、そういう水準であなた方は土地も買ったし、計画も練ってきたわけだけれども。だから、不可解なことが多いんですよ。設計もなかなかうまくいかないだろうとは思われますけれども、どういうところで設計がうまくいっていないのかというのは建設委員会で聞くことになるんでしょうけど。そこで、市外の大手ゼネコンが軒並み指名停止状況にあるんだけど、PS三菱は指名停止になってますか。

○ 契約課長

今のご質問でございますけれども、直接には入札制度とは関係ないかとは思いますが、ご質問のPS三菱ですか、そのPS三菱については指名停止されておられません。

○ 川上委員

PS三菱は、三菱マテリアルが45%を出資する、三菱グループの中では非常に重要な企業です。旧庄内町の岩崎浄水場事件が起こる直前に統合して、新会社になったものなんですね。次に移ります。この件で、設計が出ていないということだったんだけど、設計価格を決めるのに、コンサルタント会社に相談とかしていないでしょうね。お尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:05

再開 11:05

委員会を再開します。

○ 契約課長

今のご質問については、契約課としては承知しておりません。答弁できません。

○ 川上委員

それでは、最低制限価格を決めるのに、この事業でですよ、コンサルタント会社に相談はしていないでしょうね。お尋ねします。

○ 契約課長

先ほども答弁しましたけれども、この工業団地の件につきましては、そういった案件が上がってきておりませんので、契約課としてそれについての答弁ができかねるところでございます。それと、コンサルにそういった最低制限価格についての相談をされるかということでございますけれども、そういったことはございません。

○ 川上委員

正確に言うと、契約課としては知るところにないということでしょう。この問題での質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

まず、非常に初歩的な質問ですけれども、俗に言う「予定価格」というのがありますけれども、この予定価格とは何ですか。

○ 契約課長

これは飯塚市の契約規則の中にごございますけれども、予定価格の作成ということでございますけれども、市長が一般競争入札に付そうとするときは、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書・設計書等によって予定しなければならない、2項においては、前項の規定により価格を予定した場合は、その予定価格調書を封かんし、開札場所に置かなければならないというようなことで、予定価格の作成をしているところでございます。

○ 永露委員

そうじゃなくてですね、そういうふうに予定価格を作成しなさいということになってるだろうと思うんですけど、作成すべき予定価格の内容ですよ。その工事に対する予定価格を決めなければならないということは分かっておりますけれども、その決める基準を、内容をお伺いしてるんです。

○ 契約課長

この決定ですけれども、予定価格については契約の目的となる物件、役務について、その取引の実例価格、需給等々の状況や、履行の難易、数量の多寡、それから履行の期間、そういったものを勘案しながら予定価格を決定しているところでございます。

○ 永露委員

そうしますと、いわゆる予定価格というのは、工事金額の100%というふうに理解してよろしいんですか。

○ 契約課長

普通、実施設計等々が出てきますけれども、予定価格は先ほど申しました履行の難易、数量の多寡等々を勘案した中で、それ以内として予定価格を定めるものでございます。

○ 永露委員

100%以内ということですか。では、その100%とは何ですか。何価格というんですか。それが例えば設計金額とか設計価格とかいうのが100%で、それを少し下回る金額が予定価

格であるということだろうと思うんですが、じゃあ、その設計金額を少し下回る、その下回り具合は何ですか。予定価格と設計金額との差。それは何のために、どの程度するんですか。

○ 契約課長

説明がちょっとまずかったのではないかと思いますけれども、実際に予定価格、先ほど申しましたように、その実例価格、需給の状況、それから過去の落札率等を勘案した中での決定になるかと思えますけれども、これが予定価格を設定するうえで、先ほど私は実施設計云々と言いましたけれども、予定価格を設定するうえで、予定価格が100%のものということになるかと思っております。

○ 永露委員

ちょっと、よく理解できませんけれども。じゃあ、当然その予定価格の中には、工事完成の確保というのもありましょうし、それともう一つは、この工事に対する利益率ですね。利益率と言うものも当然勘案されているだろうと思うんですよ。当然、赤字になるような工事は発注しないというのは前提でしょうから。当然、利益率というものも入っておりますから、その予定価格の中に。まず、入っておりますかどうか。

○ 契約課長

この工事の中においては、実施設計、それから予定価格を決定するわけですがけれども、当然その中で、応札する業者において実際には利益率とか、そういったものは競争性の中で生まれてくるものというふうに思っております。

○ 永露委員

競争性の中で生まれてくるものですか。そんなのじゃないでしょう。当然、予定価格の中に利益というものは、当然入っているものでしょう。競争があろうがなかろうが、入っているものでしょう。予定価格の中にですよ。まず、入っていると答えてください。

○ 契約課長

大変、答弁がはっきりしなくて申し訳ございません。利益は入っていると認識しております。

○ 永露委員

当然、そうであるべきだと思いますけれども、その利益率とは、ひょっとしたら工事によっても差異があるかもわかりませんが、利益率というものについてはどのようなお考えの中で、利益の幅というか、利益の想定をされてあるんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:14

再開 11:20

委員会を再開します。

○ 契約課長

利益云々ということですが、実際に工事の中においては一般管理費等がございまして、利益率とか、そういうもので表現するのはどうかと思えますけれども、実際には管理費の中に、給与とか福利厚生等々入ってくるわけですが、そういった部分に含まれるのではないかというふうに思っております。

○ 永露委員

例えばもっと簡単に言いますと、予定価格が出ますね。その中から資材費、あるいはいわゆる諸経費等を、当然かかるものがありますから、それを引いた残りがいわゆる、何ですか、粗利益というふうな理解でよろしいんですか。

○ 総務部長

粗利益、民間の会社さんの内側ではそういう表現もあろうかと思えますが、通常、工事の設

計をする場合については標準的な工種に基づいた設計を行います。そういった中で企業努力によってその部分、どれだけ努力されたかというところで、各企業さんの利益というのは最終的に違ってくると思いますが、設計段階では通常必用な標準的な直接工事費、またそれに関わります諸経費、こういったものを勘案した中で設計をいたしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○ 永露委員

何だか、全然理解できない説明です。もっと端的にわかりやすく、我々はこのことに対する素人ですので、わかりやすく言っていただきたいんですけども。そうしますと例えば、当然、工事が発注されれば予定価格が例えば100としますと、100の中には当然利益の分も含まれているはずですね。赤字のやつは発注しないでしょ。当然利益は含まれているはずで。利益の幅については、業者が工事を施工するうえでの努力はありましようけれども。その多少は別としましても、利益そのものは含まれているはずで。それはお認めになるはずで。それで、当然、利益というものは価格に含まれているはずですけども、そこで例えば、次の問題が最低制限価格です。例えば、先ほどの説明の中で66%から85%の範囲の中で最低制限価格を決める、それはいいんです。そうしますと、最低制限価格をその範囲の中であなた方が、この工事については最低制限価格を何%にしましようということを決められるわけですね。工事ごとに決められるわけですね。じゃあ、66%から85%の間ですので、例えば70%でこの工事については最低制限価格を決めた場合でも、その70%においてでも、いわゆる赤字の工事ではないという理解でよろしいんですね、当然。赤字の工事を発注するということは、役所としてはあり得ないというふうに私は理解しているんですから。例えば最低制限価格が66%であっても、その金額で多少なりとも利益は出る、少なくとも赤字ではないという理解でよろしいですね。

○ 契約課長

委員おっしゃるとおり、例えば最低66%とか70%とか、そういった部分になったとしても、それが最低制限価格を設定した時に履行の確保ができる、赤字は出ないといったところの判断では行っております。

○ 永露委員

そのとおりですね。そうしますと、例えば70%なら70%で赤字は出ませんよということですけど、その大元になる予定価格、例えば単純に100としますね。じゃあ、この予定価格の100から赤字にはなりませんよという70、仮にこの仕事が100あるいは100に近い金額で落札された場合には、単純に言えば3割の利益があるということですね。違いますか。

○ 契約課長

今、言われております、例えば70、それから上限が100といったところの差の30がそのまま利益になるかということをございますけれども、それは例えば最低制限価格を引いた時に、その最低制限価格の近くに応札する業者、それぞれあると思いますけれども、その中で競争性が働くわけでありまして、ある業者においては最低制限価格近くに自分が見積もった中で、この工事はやれるということで応札する業者もあるでしょうし、そうでない業者もいらっしゃるでしょうし、30%が全て利益になるのかというのはどうかな、という判断はしております。

○ 永露委員

最低制限価格をあなた方が決める、その金額で落札しても、少なくとも赤字は出ない、私に言わせれば多少なりとも利益はあるというふうに理解しているんです。あなたも先ほど、赤字は出ないとおっしゃった。最低制限価格で赤字は出ない。仮に最低制限価格の70%で赤字が出ないということは、どうなんですか。もとの金額で落ちたらどうなるんですか。30の利益があるということでしょう。あるでしょう。だから、私はそれがどうこうと言ってるわけじゃ

ないんです。そうでしょうと、現実だけは確認したいんです。違いますか。

○ 総務部長

最低制限価格と予定価格との間の差のことでお尋ねだと思いますけれども、設計額から予定価格、そして最低制限価格とございますが、通常の標準的な工事として設計をいたします。それから現状の情勢ですね。過去の入札結果等を見ながら、調達状況等を見ながら予定価格を決定いたすわけでございますが、最低制限価格につきましては先ほど言いましたようにぎりぎりですね、赤字にならないようなぎりぎりというような形でのご設定でございます、会社が維持管理していく、そういった諸経費、これはぐっと減ってまいります。ですから、赤字ではないけれども、先ほど30%という数字を言われましたけれども、それが全て会社の丸儲けということではございませんで、維持管理をしていく諸経費等のその金額が、その中に含まれている、と。あと、会社につきましても、仕事がない会社ですね、空きの会社といいますと安くても取ったほうがいいのか、会社によってもいろいろ条件がございますから、そういった競争性の中でそれが発揮されるという形でご理解をお願いしたいと思っております。

○ 永露委員

あなたは今、業者の立場から言われましたけど、もともとおかしいじゃないですか。業者の立場で最低制限価格を決めたわけではないでしょう。あなた方が決めたんです。あなた方が、通常の工事をすればその金額でも赤字は出ないという判断のもとで最低制限価格を決めたんでしょう。割合を決めたんでしょう。そこに何の競争性とか、関係ないじゃないですか。あなた方が認めてるんでしょう、それでも赤字は出ませんよ、と。普通にやれば赤字は出ませんよという金額だということを、さっきお認めになったじゃないですか。まずそれをお認めになりますか、部長。最低制限価格で、その金額でも赤字は出ないんだという判断のもとで、その金額を決められたんでしょう。それをまず認めてください。

○ 総務部長

先ほど契約課長が申しましたけれども、中央公共工事契約制度運用連絡協議会という組織がございます、その中で最低制限価格、いろんな工事がございますけれども、標準的な最低制限価格の算式がございます。それに基づいて、先ほど課長が申しましたように、赤字という形には至らないぎりぎりの価格という形での最低制限価格の算出をいたしておるところでございます。

○ 永露委員

だったら、それが満額で落ちた場合はどうなんですか。私が言うの、おかしいかな。ねえ、部長、おかしいですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:30

再開 11:40

委員会を再開します。

○ 総務部長

最低制限価格というお尋ねでございますけれども、この件に関しましては、最低限の履行を確保するための費用、工事金額ということでございまして、業者さんのほうにも強く無理を強いるものではない金額だというふうに認識いたしております。それから予定価格までの格差ということでございますが、これにつきましては、いろんな形での諸経費がございます。当然、会社を維持管理していくための経費もございます。福利厚生費等もございますので、そういった中での経費というふうにご理解いただきたいと思っております。あと、業者さんの工夫の中で、この部分がどのくらい利益につながるかというのは、結果として現れてくるのではないだ

ろうかというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「税申告に関する入力遅延について」報告を求めます。

○ 課税課長

税申告に関する入力遅延につきまして、ご報告申し上げます。税の申告につきましては、例年2月15日から3月15日まで受付を行っています。本年は2月18日から3月17日まで本庁、各支所において受付を行い、同時期に税務署でも受付を行っています。本庁、支所で受け付けた申告につきましては本市の税システムに直接入力いたしておりますが、税務署で受付された申告につきましては、随時、税務署に出向き申告書を受け取り、本市の税システムに入力をいたしております。本年の税務署での申告につきましては、3月21日までは随時申告書を受け取り、入力作業を行ってまいりましたが、3月22日以降は31日に4,732人分を受け取りまして、その中から3月17日までの日付の表示のある1,930人分を期限内と判断し、5月19日までに入力して、6月9日に住民税当初課税分として発送しました。日付未記入の残り2,802人分を期限後申告と判断し、その後入力を行い、更正分として6月13日及び6月23日に発送いたしました。この期限後申告と判断した2,802人分の中に期限内申告が含まれていたものであります。国民健康保険税の所得割につきましては、税システムから情報を得て賦課するようになっており、本年度の当初賦課につきましても5月19日現在の情報を反映しており、納税通知には、税システムに入力がなければ「未申告」との表示がされますので、納税通知書を発送いたしました6月9日以降に健康増進課に「期限内に申告しているのになぜ未申告なのか」などの問い合わせがあり、2,802人の中に期限内申告をされた方がおられることが判明したものです。

今回の原因は、入力作業の全体的なスケジュール管理ができなかった事と明確な根拠も無く期限後申告と判断したこととあります。このような誤りは、税の公平・公正性からもあってはならないことであり、納税義務者、市民の皆様及び関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけしたことに對し深くお詫び申し上げます。今後につきましては、全体の作業計画の見直し、特に入力作業につきましては作業計画の見直しなどを行うことと、申告受付、入力体制などを十分協議検討を行い、万全を期するよういたします。以上でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

今、報告がありましたけれども、わかりにくい面がありますので、時系列的な整理をされているものがあると思いますので、資料の提出をお願いしたいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただ今、川上委員から要求のあっております資料は提出できますでしょうか。

○ 課税課長

委員から要求のあっている資料につきましては、お出しすることができます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。なお、準備されておりますので、事務局に配付させます。

( 資料配付 )

質疑はありませんか。

○ 川上委員

この件につきましては、7月30日、筑穂で行われましたタウンミーティングで参加者から質問がありましたね。そこで市長が直接説明をされたと聞いております。市長はどういうふうの説明されたのか、お尋ねします。

○ 市長

この件に関して、本当に先ほど報告のほうでもお詫びを申し上げましたけれども、我々なぜ、こういう体制の中で、これをクリアした形での仕事ができなかったのか、非常に私も憤慨して、職員には叱咤したわけでごさいます、全ての飯塚市民の皆さんに本当にご迷惑をかけたということで、お詫びをその点でさせていただきました。また今日も、ある団体のほうからも申し入れがっておりますけれども、これはまた全ての団体にも、要望があった場合には答えなければならないような状態になってまいりますので、その団体のほうにも私は、それぞれの団体全てにお詫びを申し上げる時間と、またそれだけのこともできないのでご理解願いたいと、これは先ほど、市当局のほうの手落ちであった、また、そういうことをやっちゃいけないという認識の中でご理解願いたいということでございます。全て、執行部の作業における意識の低さといえますか、その辺のお詫びということでご理解願いたいと思います。

○ 川上委員

市民への影響はどういう広がりを持っているのか、お尋ねします。

○ 課税課長

納税義務者の方に対しまして、お詫びの文書等を発送いたしております。それから、更正につきまして、更正することによって不利益が生じるということとはございませんので、その点も併せましてご報告いたします。それから、納期が若干変わる方がございまして、納期によりまして税額が変わられる納税者の方もおられます。

○ 川上委員

納税課と課税課と健康増進課のほうに、この件については特に問い合わせとか相談とか苦情が寄せられてると思うんですね。電話とか窓口とか、いろいろあると思います。支所もあるでしょうけれど、状況を把握してますか。

○ 課税課長

市民税につきましては、7月4日から7月31日のあいだに71件の相談・苦情等がっております。内容といたしましても、自分の分に関係があるのか、それから修正等の納付書はどうなっているのかということが主なものでございます。

○ 川上委員

あまり生々しい話がないんですね。私は、6月25日だと思いますけれども、79歳の男性

から、年金は減ってるんだ、ほかに収入があるわけでもない、去年は非課税だったのに今年は課税になった、どうしてかという問い合わせがあったんです。それで私、老年者控除の廃止の関係が影響したのかと思ったんですが、そうでもなさそうということで、わからないなと思ってたんですね。そうすると、その方から翌日にまた連絡がありまして、市役所が間違っていました、新しいのを送るからというふうに言われたので、というふうに、その方は安心していただけますよ。そういう人もおられるし、それから、国民健康保険税は最高額くらい払ってきたのに、今年はえらく低いな、大丈夫か、と。やっぱり通知が来たわけですね。それには「更正通知」と書いてあったわけですね。それで、今回、市民が被害を受けたというのもあるんですが、市に対する信用失墜ですね。これはどの程度の広がりになっているとお考えですか。

○ 財務部長

税の執行につきましては、市民の皆様と行政の信頼の中にあって成り立つものでございます。このような事務的な、作業的な遅れによりまして市民の皆様にご迷惑をかけて、非常に行政に対して信用失墜ということをお願いしていると考えております。その程度がどのくらい、ということになりますと、もう判断つきかねるところでございます。

○ 川上委員

私は、執行部がこの問題についてどの程度の深刻さを持って受け止めているのかと考えてみる時に、例えば先ほど市長が、筑穂のタウンミーティングでこういうふうに謝罪もしたというお話もあったんだけど、部下が悪いというふうに聞こえるわけですよ。もう少し部下がきちんとやるべきだった、と。そうなのかと思うんですね。例えば、この信用失墜を本当に回復しようとするなら、やっぱり市長が先頭に立って、その努力をしないといけないと思うわけですよ。で、特定の団体とだけ会うとあれだから全然会わないんだというようなお話もあったんだけど、これが8月1日発行の市報ですよ。これに市長名のお詫びが載るだろうと思ったわけです。探しました。で、載ってましたね。16ページの「お知らせ」の欄に「課税課からのお詫び」というのが載っています。12行です。今、課長が先ほど報告されたような水準にもないわけですね。これが飯塚市のこの問題の受け止めの程度だろうと思うんですよ。これを全市民に、私たちはこの程度しか受け止めていませんというのを今、言ってしまったことになるわけです。いかにも、ひどいと思うわけです。それで、二・三、聞いていきますけれども、期限内に行われた確定申告、これがなぜ、2,802人ですか、なぜ未申告というふうに扱ったのか、その理由。法律的には何に基づいてそういうことをしたのか、お尋ねします。

○ 課税課長

法律的に申告・未申告という根拠はございません。私どもが31日に受け取りました分の根拠はございませんが、3月17日までの日付の表示がある分につきまして期限内、それから日付のないものにつきまして期限後としたものでございます。このことにつきましては、お謝りをするしかございませんが、日付のない分を申告期限後とっていたことが原因でございます。

○ 川上委員

ということは、本来なら日付がなくても、期限内の申告であれば期限内の申告だと、要するに税務署が受け取った日が期限内なら期限内の提出ということになるわけでしょう。そうですか。

○ 課税課長

今、委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 川上委員

じゃあ、あなた方はまずここで、法によらない判断をしたということですね。それから次は、更正通知を送ったということなんですね。あなた方の更正通知というものは、どういう性質、内容のものですか。お尋ねします。

○ 課税課長



これは市税条例43条、それから地方税法321条の2というのがございます。この中に「賦課額の変更または決定について」ということがございます。それに基づきまして、更正ということで今回処理をいたしたわけでございます。

○ 川上委員

それは通常、納税者のほうに責めがある場合に、その条項が適用されるんじゃないんですか。行政が普通あり得ない失敗をした時に、その条項を使うんですか。

○ 課税課長

失敗といいますか、そういうことで期限後と入力したことは間違いでございますが、市税条例それから地方税法に基づいて正しく更正をしていくという判断で、そういう場合に更正を行いました。

○ 川上委員

今の答弁だと、あなた方は、本来よって立つべきでない条項を、自分たちの失敗を是正するのに使ったということになりますよ。国税通則法第24条で「更正」がありますね。これはどうなってますか。

○ 課税課長

詳しくはわかりませんが、更正は、更正前と更正後の課税標準と、または税額と、それによって増加または減少する税額または還付金の額を記載した更正通知書を送達して行うということになっております。

○ 川上委員

国税通則法第24条は、こう書いてますよ。「税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告所に記載された課税標準等または税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等または税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等または税額等を更正する。」となっているわけです。で、行政の側がその怠慢によって失敗をしたのを救済するような条項じゃないでしょう。あなた方が言った市税条例でも地方税法でも、この国税通則法でも。そこで、先ほどの報告の中で、間に合わなかったということになってるんですね。3月31日に税務署から、22日から31日までの分を一括して受領してきた数が4,732ですね。あなた方が一応目安にしたと思われるのが5月19日です。だから、1ヶ月半以上あったわけですね。1ヶ月半にこの4,732はデータ入力はやはり出来なかったんですか。そのうちの2,802はデータ入力がやっぱり出来なかったんですか。

○ 課税課長

システムの入力につきましては、申告システムと税システムというのがございまして、普通、申告される場合は、申告システムを入力いたしますと自動的に税システムのほうに移行いたします。ただし、ある程度の期間を過ぎますと、申告システムから税システムに移行ができなくなります。従いまして、同じような入力を二度行うこととなります。従いまして、この場合、期間はかなり空いておりますが、その間にはブッキングといいまして、製本作業、それから先ほどの入力作業等がございまして、その2,802人の方につきましては期限後で入力させていただいたこととなります。

○ 川上委員

要するに私が言いたいのは、この2,802人についてはもう入力しないと、5月19日頃までにはそういうことにしたんだけど、これ、やろうと思えば、どれくらいの人的な動員があれば、スタッフが居ればできたんですか。1日あたりどのくらいの入力ができたのか、その辺から考えていったら、何人いればいつまでに終わるといふ、それだけをしてるわけではないんですけども、そういうのはどうですか。今から振り返ってみて。

○ 課税課長

平成18年に合併、それから平成19年、体制を変えて取り組んでおります。先ほど委員がお聞きの入力の件でございますが、ファイルをしております、そのファイルが約100件、100人分でございます。これが130冊ほどございます。で、一人の人間がどれくらいかかるかということでございますが、それぞれの職員によりまして経験年数、それから窓口等もございますので、どれくらいの入力ができるのかというのは不明でございます。

○ 市長

今の質問者のお話、これは私が言わなければいけないことでありまして、実際に何時間かかるろうと、人件費がどれくらいかかるろうと入力しなきゃいけなかったのを、来た範囲だけのものを早く送るということでやってしまったわけで、実際にそういう意味では、意識がなかったというのが私は事実だと思っております。そういう意味で、この問題が新聞記事になった時に、職員に、感想文を書けということで、課長以上に、これを読んでどう感じるかという形で感想文を書かせました。それで私のところに全部集めてきたんですけども。こういうことは、何か、行政始まって以来みたいなことを言われましたけど、実際に我々の中ではやはり自分の仕事と、またそれぞれの職場における仕事の流れの中で、やはりしっかりした捉え方をしていかなければ、全員が出てでも、一緒にやった方、他に移られた方もおられるわけですから、その方がお手伝いに来ていただいてやるとか、やり方はいくらでもあったんじゃないかと思うわけで、やはり市民に迷惑をかけないというのを前提に置きながら仕事を進めていってほしいという気持ちで、みんなに再認識をさせたつもりでございますので、これからの問題等に関してもこういうことが起きないように、意識を統一しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 川上委員

市長がよくご存知だと思いますけど、納税管理、それから課税課、そのほかの職場もそうですけど、職員はやっぱり、へとへとになるまで働いておられると思うんですね。何か、パンをかじりながら仕事をしているとかいう姿も、市民からは「ご苦労様」という意味合いで聞くこともあるわけです。そういう状況で、さらにこういう事態に陥ったんだけど、それにしても、石にかじりついてでも、どうしてもやらなければいけなかったという市長の言い分は、もちろんそうだと思うんだけど、じゃあ、最高責任者としては、何人の人を用意すれば出来たのだろうか、と。そこは来年につながる話ですから。で、今の段階で課長が「わかりません」という状況というのは、やはりそのくらいの受け止めなのかと市民は思うわけですね。当然でしょう。それで、もう一つ言いますとね、意識の問題を強調されましたけど、例えば、もう率直に言いますけど、筑豊労災病院を買うのに、内示は1億円あったのに1ヵ月後に実際に蓋を開けてみたら5千万円、なぜですか、と。で、企画調整部長が「要綱を見落としてました」と言うんでしょう。処分もあってないでしょう。感想文も書いてないよ。ほかにもいろいろありますよ。そういうふうな、上のほうから規律が緩み、信用失墜行為と同質のものがまかり通ってる。こういうのが、上のほうから下に向かって広がってるんじゃないですか。そう考えるべきではないかと思うんです。民間出身の市長が、思い切ったかもしれません。感想文を出してもらいたい、と。そのくらい私は当たり前だと思います。けども、市民に対して感想文を出さないといけないのは齊藤市長じゃないですか。課税課からのお詫びは、市民の不信をさらに増すものだと思っております。そこで、頑張ったけど間に合わなかったというのは本当かと私は思ってるんですよ。なぜかと言うと、方針があったはずですよ。日付のないものについては、もう未申告としよう、と。そして、あとはどうするんですか、あとは更正しかないね、と。このことをどこかで決めたはずですよ。これは、3月一杯であれば、田中・前財務部長が当然関与してるはずですよ。3月21日まで取りに行行って、それから10日間取りに行行ってない。この頃に、この

方針がもう決まっていたんじゃないですか。普通そう思いますよ。間に合わないだろう、間に合わないのはもう未申告と更正で対応しようというのを、課長が部長に相談しないはずがないでしょう。で、部長は副市長に相談しないはずがないし。だから、この3月21日前後から31日までの間に、今言った方針が決まってると思うんです。副市長、その決定に関与してるんじゃないですか。お尋ねします。

○ 財務部長

すみません、副市長にお尋ねでございますけれども、そういう一連の事務についての報告、決定などについては、副市長までの報告は上げておりません。

○ 川上委員

やっぱりこの問題は、最高責任者に情報がどのように伝わっていくように飯塚市はなっているのか、最高責任者の指揮・司令がどのように伝わるようになっていくのかということ、その程度を知らずにも暴露したものになってると思うんです。それで、市長は新聞を見て初めて知ったというんですね。そうですか。いつですか。

○ 財務部長

副市長、市長につきましては、この件につきましては7月3日に報告させていただいております。

○ 川上委員

その3日は、飯塚民商が、あなた方にこの件について話を聞きたいということで懇談をした日じゃないですか。飯塚民商は、それ以前から申し入れをしてるはずですよ。その日に申し入れをして、その日に話をしたわけじゃない。しかも、市長だとか副市長だとか、部長さんにもお話をさせてもらいたいというふうに言ってるはずですよ。だから、その後でしょう、3日というのは。だから、あなた方は市民の声を、市長とか副市長に絶対伝えないんだというような態度が見て取れるわけですね。それで、市長は、市長選挙において、飯塚市民の有権者の負託を受けて当選されて、そこに座っておられるわけです。そして、そのもとで行政を執行してるわけですよ。で、我々議員はまた、市議会議員選挙で市民の負託を受けて、行政の執行状況を監視せよ、チェックせよということで、法律に基づいてこういう質問をしてるわけです。あなた方は市長のもとにおられるわけでしょう。そういう状況にあるのに、深刻な状況が進行しているのに、最高責任者にきちんと報告されてないというのは、私は市長の責任だと思うんです。ですから、そういう意味において、この方針がいつ決まったのか、誰の責任で決まったのかというのを重ねて聞きたいわけです。

○ 財務部長

この事務作業につきましては、申告書を3月31日に受領いたしまして、そのあと日付のある分、3月17日以前の日付のある分、ない分を期限後ということで先ほど課長も説明しましたが、そこで判断してそれに合わせて作業をしていますので、これを、申告期限内の分を後にまわすというような判断ではございませんでした。それで日付のない分を期限後ということで判断をして作業を進めてまいりましたので、今回のようなことが生じてまいりました。それで先に回すというのは期限後ということで先に回したわけでございます。

○ 川上委員

そうすると、実藤部長のもとでその振り分けを行ったということですかね、4月1日以降。

○ 課税課長

私のほうからも部長にはそういう相談というのはしていません。先ほど申しましたとおり、期限前の申告分、期限分の申告分を分けたところで作業を進めておりましたので、そういう認識はございませんでした。

○ 川上委員

更正決定で対応しようというのは、どこで決定したんですか。

○ 課税課長

更正決定というのは日常でもやっています。今でも申告される方に対しては更正決定という形を出していますので、日にちをきった時点が、ちょっと日にちは分かりませんが、事務の流れといたしまして期限前、期限後というのは毎年どこかで切るわけですが、たまたま今回は5月31日の、日付のない分を期限後と入れて事務の流れといたしまして、そういうことといたしました。

○ 川上委員

ごく自然にそうしましたということですね。こういう重大な事態が発生しているのに、あなた方が部長とか市長、副市長にまるで報告をしていないということはないでしょう。私でも6月25日の段階ではそういう連絡を受けてあららと思ったわけですけど。似たような話があったでしょ、部落解放同盟穂波町協議会が11月26日に出ています、退去しましたという報告を議会に対してしたけど、6月4日に行ってみると厳然として事務所があったと。そのことについては4月着任した課長以下全員が知っていたわけです。で、企画調整部長だけが知らないと言い張ってるんだけど、これを市民が信用できるかという問題なんです。最後、市長、いろんな市民がおられていちいち対応できないというようなお話でしたけど、この問題はそういうことじゃないと思うんですよ。やはり、信用失墜行為を回復するにはね、齊藤市長が先頭に立って頑張らないと信用回復は出来ないと思うんです。それで、ありとあらゆる機会を使って優先的に対応していくということと、やはりこれですよ、市長の顔入りで飯塚市長齊藤守史名で出すべきだと思いますよ。

○ 市長

そういう形で、顔写真は入れるか入れないかは別にして、文書をつくります。

○ 川上委員

質問を終わります。

○ 委員長

ほかにありませんか。

○ 兼本委員

この問題は、地方分権を確立するためには税の徴収は大事だということで、徴収するためにはまず、税を確定しなければいけないというのが前提なんです。そういう形の中で課税と納税の二人三脚の中で税の徴収という形で頑張ってるわけです。今、西日本新聞かなにかを忘れましたけど、事務処理が出来ないからわかってるけど納付書を送りましたというコメントが確かに載ってたと思うんです。誰がコメントしたんですか。新聞にコメントで、事務処理が出来ないから漏れがあることは分かっていたけど送付しましたというコメントが載ってたんです。どなたがそういうコメントを新聞社に出されたのかなということ、不思議に思ったんです。どなたですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 12:22

再開 12:24

委員会を再開します。

○ 課税課長

その記事につきましては分かりません。申し訳ありません。

○ 財務部長

記者が記事にされたことについては、どこで取材されたのかについては把握していません。

○ 兼本委員

これはどなたか恐らく、課税課の職員かどなたかが、恐らくそういうようなことを言われたんだらうと思うんです。いずれにしても支所でずっと入力してたのを、今度は本庁で一括して入力する形になったから遅れるということは、恐らく予想できたんじゃないかと思うんですよね、私はですよ。だからそうなるとう入力は遅れるということは、課長は当然わかっていたらですね、例えば部長なり、よそのところをお願いしてですね、入力を手伝ってもらおうというような努力をしなければいけなかったんじゃないかと思うんですよ。それがもう、あとで更正通知を出せば済むことだからという安易な考え方でやればですね、先ほどいいましたように地方分権は税の収納を高めなければ地方分権を確立できないといわれた、その前に本当にこの税金があつてかどうかということをも市民に不信感を抱かせるということは、私は納税課にとっても大変な影響があると思うんですよ。特に納税も小口の滞納も預金を差し押さえるとかいうこともやっていますしね、そういう中で市民もかなり不平不満を持ってるわけです。それなのに課税が、ミスが分かって送りました、後で更正決定をやれば済むじゃないかということでは、非常に職員として仕事に携わる意識の問題が欠けてるんじゃないかと思うんです。だから先ほどから市長が言われるように、感想文を書けとかなんとか言われるのは、本当に担当者としては恥ずかしいことだと思いますよ。だから先ほどから来年はそういうことのないようにということをお願いしましたが、来年はどのようにして、今年と同じですからね、どのようにしてコンピュータに入力する方法を取るのか。例えば、今言うようにコンピュータが2回打ちしなきゃいけないやつを、電算とシステムを改造して1回打ちでそういうようなこともするようになるのかですね、そのところはどういうふう考えているのか。すぐにまた同じようなことが発生するわけですけど、どのように考えて来年は是正しようというふうにお考えですか。

○ 課税課長

来年の申告につきましては、今年の反省から先ほど言われましたとおりシステムの入力、これに出来るだけですね、申告窓口もございます、入力の方にもかかりまして、出来るだけ税務署からの戻り分をためないで即日整理をしていく体制を取りたいと思います。この分につきましては課税課の中で他の固定資産税係等もございます、この係等も出来ましたら経験者もございますので、今から先どういう具合になるかわかりませんが、支所も含めまして体制作りをしていきたいと思ひます。

○ 兼本委員

あなたは先ほど川上委員の質問に対して、どのくらいの日にかあつたら出来るのかといつたら「分かりません」と言ひましたね。職員によって違ふから分かりませんと言ひたすですね。把握していない人がね、どのようにしてやるかということをおね、どのように計画を立てるんですか。職員がどのくらい一日の入力が分からないと答ひしたでしょ、その方がどういふふうにして計画を立てるんですか。例えば課税課だけでやろうということではなくして、今さっきから言ひれてるように飯塚市全体の問題ですからね、課税課だけじゃなくてよその部署にも、先ほど言うように経験者いれば経験者の方にお願ひしなければいけないことがあるかも知れませぬよ。だから部をまたがってお願ひすることにもなるかも知れませぬ、そのときにあなただけの意気込みで、大体の職員の作業量も分からない方が計画しても分かりませぬでしょう。どうやってやるんですか。だから日にちがまだありますからね、ちゃんとそこところはね、自分ひとりの問題じゃないんですよ、これは。やはり上にずっと報告していつてですね、そして各課各部にまたがっても応援をお願ひしながらですね、やらないとだめだらうと思うんですよ。結局支所の職員も減つてきて、やはり今まで支所でやってたところを本庁でやるということにしたんだらうと思ひますから、そうなつてくると人員が減つたということの弊害が出てきたん

だろうとおもうんです。だからそういうところまで考えると各課各部にお願いしてやる大きな仕事になると思いますよ。だからその点はあなた1人がいくら意気込んでやったとしてもまた同じようなことになりますよ、これは。だからこれは各部各部長、財務部だけで対応するのか、他の部にも応援体制をとってやるのか、そこのところは早く結論を見つけ出して、そして対応するようなことを考えておかないと、同じようなことになると思うんです。その点私は、先ほどこから市長も重く受け止められていますからね、お願いすれば各課各部の連携は取れると思いますけどね、そこのところはどうか。

○ 副市長

今回の問題は、税というのは一番根本の問題でございますので、非常に市民の皆さんにご不安をおかけしているということは思っています。それで今回の不祥事が報告されたときに私も何でもう少し全員の協力関係の下に解決しなかったのかということで職員には話をさせてもらいました。今後、じゃあ実際、受付印がないのを先送りしてそのまま通知を発送したということでありますので、それは、そのときどうしても間に合わなかった、横の連携を取ってでも間に合わなかったということであれば、何でもかようなことで後日更正の通知を出させていただきますという一言の文書でもつけて発送しなかったのか、そういう市民の目線に立った事務処理をすべきであったのではないかとということで注意をいたしています。今後のことですが、それぞれが協力関係をつくっていけば解決する問題だと思っていますので、今後課税課を中心に財務部、まあどうしても財務部だけで処理できない場合には総務関係にも相談しながら、市民の皆さん方に二度と同じようなご迷惑がかからないように処理したいと考えています。

○ 兼本委員

課税課長、今聞いたとおりですね、副市長からそういう言葉が出たのですからね、きちんとあなたのところで計画を立てて、自分の課、自分の部、あるいは各部にまたがるときでもお願いしながら二度とこのようなことのないように。そしてやはり、事務処理が間に合わないのを分かって送ったとかいうようなことのコメントを出すなんて、どなたが言ったか分かりませんが、言語道断ですよ、こんなことは。あとで更正決定やればいいなんて、更正決定が私もなじむかどうかはわかりませんが、本来更正決定というのは申告をして申告に間違いがあったとかで、課税の金額を課税者が変えたときに更正決定で、これが更正決定になじむかなと思うけど、やりようがなかったらこれしかないのかなと思いますけど、そこのところも本来はミスでこうなったんだからということのお詫び状は当然つけて出していますけどね。いずれにしましても事務処理が間に合わないのをわかって送付したとかいうコメントを出す職員がおったら厳しく指導して、そういうことのないようにしてほしいと要望しておきます。そして来年はこのようなことのないようにしっかり頑張ってください。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 管財課長

公用車の交通事故について報告をさせていただきます。本件事故ですが、去る6月4日、午後2時30分頃ですが、上三緒団地内の市道、上三緒団地33号線と上三緒団地31号線の十字路交差点において、環境施設課職員がごみ収集業務中、路肩に駐車させていた収集車を合図後に発進させた際に、後方から追い越そうとした相手方車両に気付くのが遅れまして、左前部に接触し、双方の車両を損傷させたものでございます。双方に人身傷害はなかったわけですが、車両の損傷の程度は、公用車はフロントバンパー及び右フロントウインカー、相手方はフロン

トバンパー及び左フロントフェンダー等の修理が必要でございます。事故の原因ですが、市職員が発進する際に後方確認を怠ったことが主たる要因です。この事故に係る損害賠償については現在、相手方と協議中ではありますが、仮示談で、市80%、相手方20%で、今、交渉をいたしております。公用車による交通事故の報告を、この委員会のたびにしておりまして大変申し訳なく思っております。また、前回の委員会におきましても厳しい指摘を受けておりますので、今後さらに事故を起こさないよう、当該職員はもとより、他の職員につきましても、安全運転をするように指導をいたしたいと思っております。以上、簡単ですが、公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。